

住みよいまちづくりへの提案

アイデア・メッセージをお待ちしています

あなたのアイデア・
メッセージを
お待ちしております。



広報は、行政から皆さんへと情報をお伝えするだけでなく、皆さんからのアイデアやメッセージをいただき、まちづくりに生かしていくことも大切です。

誰もが住みやすいまちにしていけるためにも、皆さんと行政との声のキャッチボールを大切にしていきます。

これからも皆さんの「声」をお待ちしています。

●5、8、11、2月、「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくための封書を「広報ひの」に掲載します。

●封書に限らず、電話・はがき・FAXなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください。

問い合わせ先 ◆ 企画振興課 秘書広報担当

☎0748-52-6550 Fax.0748-52-2043

E-mail kouhou@town.shiga-hino.lg.jp

お願い

- 提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所(番地まで)を必ずお書きください。(名前や番地の掲載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください)
- 寄せられた提案は、町長はじめ担当課職員が熟読させていただきます。出来る限り町政にいかせるよう、十分に検討したうえで回答させていただきますので、回答までに時間がかかることがあります。
- お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただきます場合があります。その際に氏名の掲載はいたしません。
- 担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。

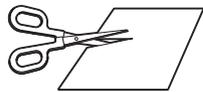
きりとり



ひびきあい「日野のたから」を
未来につなぐ
自治の力で輝くまち

郵送の場合はこの用紙を切り離し、
次の通り封書を作ってください。

①きりとり線(点線)に沿って切り、中央を山折りにします。



②のりしろにのりをつけて貼りあわせ、封書を作ります。



③切手を貼らずにそのままポストへ投函してください。



(山折り)

郵便

5 2 9 1 6 9 0



料金受取人払郵便



差出有効期限
平成30年3月
31日まで
(切手を貼らずに
お出しください)

日野町役場

「住みよいまちづくりへの提案」係行

日野町河原一丁目1番地



みんなで支え合う国民健康保険

65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険税が

申請により軽減算定されます

雇用情勢が厳しいことを踏まえた離職者支援の一環として、国民健康保険税の一部(所得割)の軽減を実施しています。

○対象者

①雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合により離職した方)

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に[11][12][21][22][31][32]の記載がある方

②特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)雇用保険受給資格者証の離職理由欄に[23][33][34]の記載がある方

※離職時点で65歳未満の方

○軽減算定の内容

失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30%として算定し、負担軽減をはかります。ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の所得は通常の額として算定します。

○期間

離職日の翌日からその翌年度末までの間。平成29年度保険税については、平成28年3月31日以降に離職された方が対象になります。

○申請の方法

軽減を受けるには、申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証と国民健康保険被保険者証および印鑑(朱肉を必要とするもの)をご持参ください。雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、公共職業安定所(ハローワーク)で再交付を受けた後に申請をお願いします。

◇国民健康保険税 減免制度

災害や急激な所得の減少、その他特別な事情により国保税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。お早めにご相談ください。

問い合わせ先 ◆ 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6571

のりしろ



皆が住みよいまちづくりへ
あなたのアイデア・メッセージを
お待ちしております



のりしろ

住所	〒	
氏名	電話	

のりしろ